

小高中学校いじめ防止基本方針

南相馬市立小高中学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

学校内外を問わず、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。(インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。)

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ インターネットや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

(4) いじめの認知

いじめの定義に従って、いじめを認知する。

- ① けんかやふざけ合い、例え好意で行った行為であっても、いじめと認知する場合がある。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりしない。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持つ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- (2) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに務める。
- (3) 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実(発達障がい理解・対応)、いじめ相談体制の整備を行う。
- (7) インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発活動を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

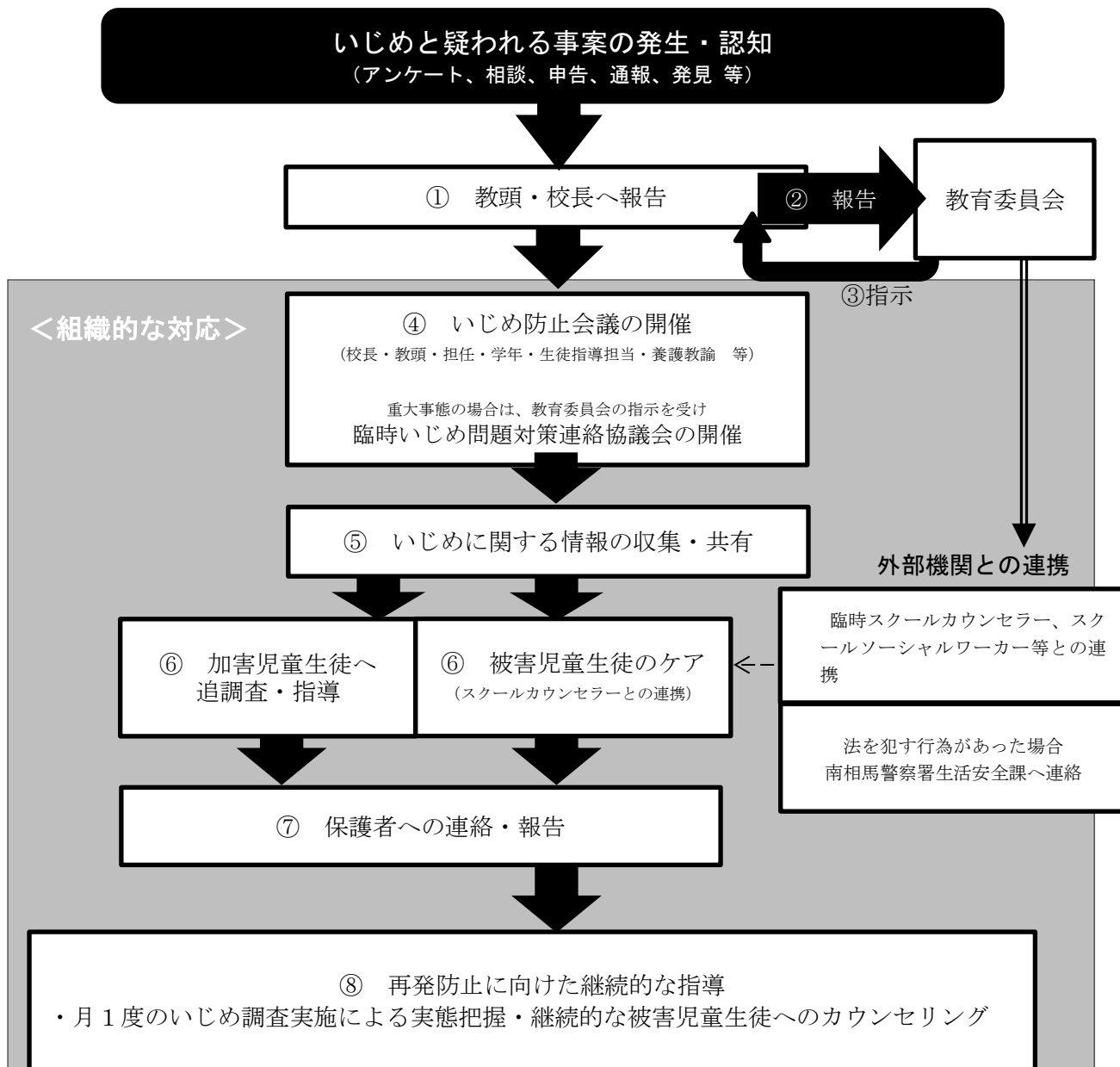
- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(個別面談、アンケート調査、生活ノート等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(表情や言動、友人関係、休み時間の行動観察、出欠席状況等)
- (3) 相談体制を整備する。(保健室・相談室の利用、スクールカウンセラー・電話相談窓口の周知)
- (4) 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、アンケート調査、家庭訪問、PTAの諸会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(関係機関との情報共有、学校評議員、幼・小・中学校の情報交換等)

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。また、その結果等を南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学校担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (6) インターネット、携帯電話等によるいじめが生じた時は、関係機関と連携し、いじめに係る情報の削除を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

いじめ事案対応フロー図



重大事態の発生時

- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき

重大事態対応フロー図参照
校長・教頭は教育委員会に連絡

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い市教委へ報告（【様式2】児童生徒のいじめ認知に係る報告書）

重大事態発生

市教委が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査する場合

●学校の下に重大事態の調査組織を設置

- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。（その際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する）
- 調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする気持ちで臨む。
- これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

●いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- 関係者の個人情報に十分配慮する。（いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない）
- 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講じておく。

●調査結果を市教委に報告

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

- 市教委と連携して児童生徒の心のケアや再発防止に向けての必要な措置を講じる。

市教委が調査主体の場合 ⇨ 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめアンケートの実施と対応について

1 実施目的

- 児童・生徒に対して、学校として「いじめをなくそう」としている姿勢を表明すること。
- いじめを受けている児童・生徒や、いじめを目にした児童・生徒の声を収集し、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握するとともに、迅速に対応すること。

2 対象及び実施回数

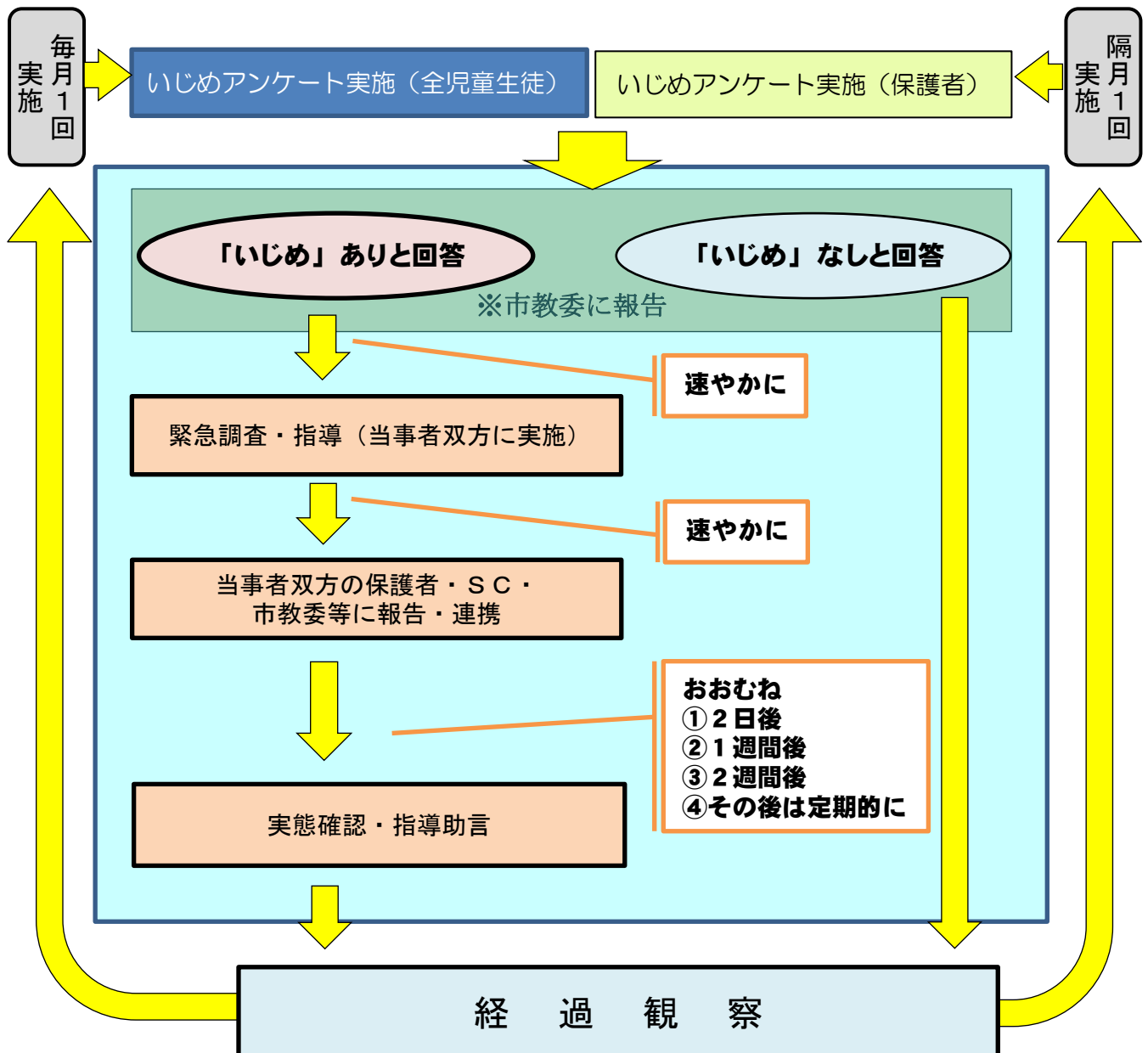
- 生徒 毎月1回（平成29年3月より実施）
- 保護者 隔月1回（平成29年4月より実施）

3 実施方法

- 南相馬市教育委員会学校教育課指定の様式によるアンケート調査

4 その他

- 実施月末まで市教委にメールにて報告する。（学校教育課長宛）
- スクールカウンセラー等の積極的活用を図る。



いじめ発見調査アンケート

_____ 月実施

「いじめ」とは、インターネット上で行うことも含め、自分の言動によって相手の心を傷つけたり、相手の身体や財産などをおびやかしたりすることをさします。自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、いじめられた相手が精神的に苦しんだり、肉体的に苦痛を感じている場合は「いじめ」にあたります。自分がされて嫌なことは、決して相手にしないことが大切です。

このアンケートは、皆さんが楽しい学校生活をおくるためにお願いするものです。

年(男 ・ 女)

◇ 今月になってから、登下校中や授業中、休み時間、部活動中などに、下の①～⑪ようなことをされて、嫌な思いをしたり、悩んだりしたことはありませんか。

周りのみんなのこと、あなた自身のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

いじめの内容		周りに されている 人がいる	自分のこと		
			されている	前はあった が今はない	されて いない
(1)	① 冷やかされたり、からかわれたりする。				
	② 悪口やいやなことを言われる。				
	③ おどし文句を言われる。				
(2)	④ 友達や、周りの人から仲間はずれや、無視される。				
(3)	⑤ ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。				
(4)	⑥ お金を要求されたり、おごるように言われたりする。				
	⑦ 持ち物をよこすように言われる。				
(5)	⑧ お金や持ち物をかくされたり、ぬすまれたり、壊されたり、捨てられたりする。				
(6)	⑨ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。				
(7)	⑩ パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで悪口を書かれたり、いやなことをされたりする。				
(8)	⑪	学校生活で気になることを書いてください。ないときは、「特になし。」と書いてください。			

※ 前にあったことでも、今月にまたあれば書いてください。

南相馬市教育委員会教育長
南相馬市立小高中学校長

いじめアンケート調査(保護者用)

私たちは、「いじめ」を絶対に許しません。いじめられている児童生徒を徹底して守り通します。

この1～2か月のお子様のことについて伺います。次の質問に該当する①～③の番号を選んで、あてはまるものに○をつけてください。

なお、すぐに対応を要すると思われるものには、◎をつけてください。

[いじめの例]

- ①冷やかされる、からかわれる ②仲間はずれにされる、無視される ③叩かれる、蹴られる
④金品をたかられる ⑤持ち物を隠される、こわされる ⑥嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされる ⑦パソコンや携帯電話等を使って、悪口や嫌なことをされる など

児童生徒(年 男 ・女)

保護者氏名 _____

(氏名の記入に支障がある場合は、記入の必要はありません。)

問1 あなたのこどもは、いじめを受けている(受けているようだ)。
(具体的に分かれれば記入してください。)

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

問2 あなたのこどもは、いじめをしている(しているようだ)。(具体的に分かれれば記入してください。)

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

問3 学校でいじめがあると聞いたことがある。(具体的に分かれれば記入してください。)

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

II 南相馬市立小高中学校いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止体制を整備し、いじめ未然防止と早期解消に実効的に取り組むために「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。委員は次の通りとし、9月に定期協議会を開催し、いじめの実態把握と対応方針等について協議する。

ただし、重大事態等が発生した場合には、臨時いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの解消について協議する。

	職 名 等	氏 名
1	学 校 評 議 員	
2	ス ク ー ル カ ウ ン セ ラ ー	
3	P T A 会 長	
4	校 長	
5	教 頭	
6	生 徒 指 導 主 事	
7	養 護 教 諭	